

産前産後休業期間中の掛金免除申出書(当初・出産後)

東京都職員共済組合理事長 殿

<組合員記入欄>

更新区分	1 当初 2 出産後 3 訂正	戸籍上の氏名	産休取得前に出産したときの例
組合員番号	0 1 2 3 4 5 6 7	添付書類等が旧姓の場合は、	出産日は産前です。出産日に年次休暇を取得した場合は2月1日から産後休暇となります。
フリガナ	キョウサイ ハナコ	(氏名 東京花子)	
組合員氏名	共済 花子		
組合員の生年月日	昭和 平成 4 年 3 月 3 日	☐ 多胎妊娠	※多胎妊娠の場合にはチェックを入れてください。
出産予定日	令和 〇 年 4 月 10 日	当該子の生年月日(出産日)	令和 〇 年 1 月 31 日 ③
当初の妊娠出産休暇承認期間	令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで 産前()週 産後()週	変更後の妊娠出産休暇承認期間	令和 〇 年 1 月 31 日から 令和 〇 年 3 月 28 日まで
当初の産前産後休業掛金免除期間	令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで	上記期間内の有給休暇期間	令和 〇 年 〇 月 〇 日から 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで
(下記【注意事項】2のとおり)	(掛金免除終了 年 月)	変更後の産前産後休業掛金免除期間	令和 〇 年 1 月 31 日から 令和 〇 年 3 月 28 日まで
		(下記【注意事項】2のとおり)	(掛金免除終了 令和〇年 2月) 免除期間が当初報告と異なる場合は給与システムに変更入力が必要です。

- ※「当初」(1回目)の申出の場合には、太線枠内の記入は不要です。
- ※ 申出書は、「当初」(1回目)と、「出産後」(2回目)の2回の提出が必要です。
- ※ 太線枠内は、「出産後」の提出の際に「当初」申出内容と併せて記入ください。

上記の期間について妊娠出産休暇を取得していますので、地方公務員等共済組合法第114条の2の2の規定に基づき、産前産後休業期間中の掛金の免除を申し出ます。

令和 〇 年 〇 月 〇 日
申出者氏名 共済 花子 印 ⑥

自署以外のときは押印が必要です。

<所属所長記入欄>

上記の記載事項は、事実と相違ないと認めます。

令和 〇 年 〇 月 〇 日
所属所名・職名
所属所長 〇〇区・部長 千代田 一郎 (公印省略) ⑦
氏 名

<所属共済事務担当者記入欄>

事務取扱 所属・部・課・係	事務担当者名	電話番号(内線)
△△課△△担当	組合三郎	3333-1111(11-111) ⑧

【注意事項】

- 出産予定日、出産日、多胎妊娠の有無がわかる書類を添付ください。(母子手帳の写し可)
また、妊娠出産休暇承認期間の証明のため、「休暇簿の写し」も添付してください。(当初及び出産後(当初申出の妊娠出産休暇期間と変更がない場合は、出産後は不要です。))
- 産前産後休業における掛金免除期間は、産前産後休業(産前6週間(多胎の場合は14週間)、産後8週間)を開始した日の属する月から、産前産後休業終了日の翌日の属する月の前月までです。出産日が予定日より遅れた場合、産後8週間までが免除対象期間となります。(産前産後休業は、妊娠出産休暇承認期間内に限ります。)

例

出産予定日又は出産日	産前産後休業終了日	免除終了月
2月2日	3月30日	2月
2月3日	3月31日	3月

- 還付対象となる場合には、共済組合に還付請求をしてください。
- 年金額は、掛金を免除された期間も組合員期間に含み計算されます。